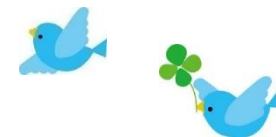


サポートセンター きらり (地域活動支援センター I 型事業)



地域活動支援センターとは？

障がいのある方が通いながら、創作的活動や生産活動を行い、社会との交流を促すことを目的とした場所です。

事業内容

- ① 創作的活動・生産活動の機会の提供支援
- ② 社会との交流活動を図るための支援
- ③ 一般相談
- ④ 障がい者（児）等の理解への啓発活動
- ⑤ 自助的活動の育成および支援
- ⑥ 関係機関、地域との連携および調整
- ⑦ 各種行事の運営

利用対象者

- ・障がいのある人（身体・知的・精神）
- ・特定疾患による障がいのある人
- ・障害者手帳や認定がなくても、障害が認められる人等

費用：原則として無料です。（行事や個人活動等の個人の

便益を向上させる費用は実費負担となります。）



利用するには？

- ① まずはお電話ください。直接来所いただいてもOKです。
- ② 相談：きらりでしてみたいことなどお聞かせください。利用についても話し合っています。
- ③ 見学：きらりの雰囲気やどのような活動をしているかなど、実際見に来ていただけます。
- ④ 登録：利用登録を希望される場合、必要な書類を提出していただけます。

開所日：火曜～土曜日 / 祝祭日も開けています。

(日・月曜日、1月1日～3日(お休み))

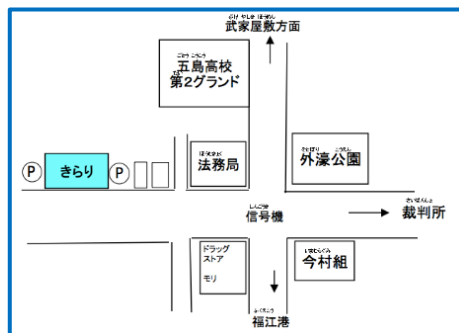
開所時間：9:00～17:00

電話：0959-72-4722 FAX: 0959-72-4822

携帯：080-2715-2645

e-mail: chikatsu@abeam.ocn.ne.jp

〒853-0016 長崎県五島市紺屋町2番地9



サポートセンター ゆうなぎ

サポートセンター きらり

案内



社会福祉法人 さゆり会

サポートセンター ゆうなぎ (相談支援事業)

「サポートセンターゆうなぎ」とは？

障がいのある人（児童）と、そのご家族などが抱えている不安や課題などをお聴きし、一緒に解決するための支援を行っています。

問題解決には、行政や地域の福祉、医療、教育、法律関係者などと連携しながら行います。

ゆうなぎの役割 1

計画相談支援（開所：土日、1/1～1/3を除く日）

- ・サービス等利用計画案及び計画作成
- ・サービス等利用計画後の継続的な支援
- ・地域相談支援（地域移行・地域定着）
- ・基本相談支援 等

ゆうなぎの役割 2

五島市相談支援事業

（開所：土日・祝祭日、12/29～1/3を除く日）

- ・福祉サービスの利用援助に関する業務
- ・社会資源を活用するための支援（インフォーマルな資源も含む）
- ・生活力を高めるための支援（家事等様々なサービスとつながります）
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・ピアカウンセリングに関わる業務（ピアサポーターによる相談、情報提供）
- ・障害者虐待に関わる業務（24時間365日体制で通報受付）
- ・専門的知識が必要な困難なケースの課題整理、解決

利用料は原則として無料です。
お気軽にご相談ください。



開所日：月曜日～金曜日

祝祭日も開所しています（1月1日～3日を除く）

開所時間：8:30～17:30

上記以外の時間は、緊急の方を対象に携帯電話の転送サービスでの対応をいたします。

電話：0959-72-4710

携帯電話 080-1710-6299 Fax.0959-72-4709

e-mail. yunagi5@tempo.ocn.ne.jp

携帯アドレス：yunagi-sayuri@docomo.ne.jp



サポートセンターゆうなぎ

〒853-0007 長崎県五島市木場町377番地1

ホームページ：www.yuunagi.sayurikai.or.jp/yuunagi/

…相談の流れ…

対象となる方

- ・障がいのある人（身体・知的・精神）
- ・障がいのある児童
- ・特定疾患による障がいのある人

* 障害者手帳や認定がなくても、障がいを認められる人はご相談できます。

こんなことを相談したい…

こま困っています…

例えば…

- ・障害者手帳の申請をしたい
- ・障害年金を申請したい
- ・ヘルパーさんなどの福祉サービスを利用したい
- ・仕事を探したい
- ・退院後の住むところを探したい
- ・自分でお金の管理がうまく出来ない…など

こんなときはご連絡ください！

相談員がお会いし、困りごとなどお話をお聞きます。

ご希望に応じて、ご自宅などへの訪問も行っています。



専門機関と連携しながら、解決に向けて一緒に考えます。

(市役所・福祉事業所・病院など)

